

社会福祉法人長岡老人福祉協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡老人福祉協会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等に対する報酬は別表1に定める額を支給する。ただし、理事長及び当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等には、理事会、評議員会等の会議に出席した場合は別表2により費用弁償する。

2 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別表2により費用弁償する。ただし、特別な事情により別表2により難しいときは、現に要した費用の全部又は一部を支給する。また、理事長及び当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には支給しない。

(報酬、費用弁償の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬、費用弁償は会議に出席し、また業務に従事した都度、支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 役員等の報酬

	日 額
理事会、評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表2 費用弁償

種 別	日 当	交通費	宿泊費	その他
金額（円）	4,000円	実 費	13,000円	実 費